

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

### ◇規 則

- 鳥取県漁港法施行細則の一部を改正する規則
- 国有土地使用料等徴収規則の一部を改正する規則
- 港湾法施行細則の一部を改正する規則
- 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
- 鳥取県会計規則の一部を改正する規則
- 鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則
- 道路交通法第百十三条の規定による道路使用許可申請手数料等徴収規則の一部を改正する規則
- 違法駐車車両の移動等を行なった場合に徴収する費用の額を定める規則の一部を改正する規則

## 規 則

鳥取県漁港法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

### 鳥取県規則第十号

鳥取県漁港法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県漁港法施行細則（昭和四十八年四月鳥取県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表の二の表中「二二〇円」を「二六〇円」に、「二〇〇円」を「一三〇円」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

国有土地使用料等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

### 鳥取県規則第十一号

国有土地使用料等徴収規則の一部を改正する規則

国有土地使用料等徴収規則（昭和二十三年八月鳥取県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中 「二〇〇円 八〇円」を「一六〇円 一一〇円」に、

「一〇〇円 六〇円」を「一三〇円 八〇円」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

港湾法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第十二号

港湾法施行細則の一部を改正する規則

港湾法施行細則（昭和五十一年八月鳥取県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表の（一）の表中 「二〇〇円 八〇円」を「一六〇円 一一〇円」に、

「一〇〇円 六〇円」を「一三〇円 八〇円」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第十三号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に改める。

第四号	五万五千元	六万三千元
第五号	五万円	五万七千元
第六号	一万六千元	一万八千元
第七号	二千元	二千三百円
第八号	千円	千三百円
第十一号	千円	千五百円
第十六号	二千五百円	三千二百円
第十七号	千円	千二百円

第三十八号の二	第三十八号	第三十七号	第三十六号	第三十五号	第三十四号	第三十三号	第三十二号	第三十一号	第三十号	第二十九号	第二十八号	第二十七号	第二十六号	第二十五号	第二十四号	第二十三号	第二十二号	第二十一号	第二十号	第十九号	第十八号	
八千円	千円	千五百円	千円	五千円	二千五百円	千五百円	千円	千円	八千円	二千五百円	五千円	一万円	一万円	四千元	一万円	千五百円	千円	千九百元	二千六百元	一万二千元	二千五百円	千五百円
九千五百円	千二百円	千八百円	千二百円	六千円	三千二百円	千八百円	千二百円	千二百円	九千五百円	三千二百円	六千円	一万三千円	一万三千円	四千五百円	一万三千円	千八百円	千二百円	二千三百円	三千四百円	一万四千元	三千二百円	千八百円

第六十号	第五十九号	第五十八号	第五十七号	第五十六号の二	第五十六号	第五十五号	第五十四号	第五十三号	第五十二号	第五十一号	第五十号の二	第五十号	第四十九号	第四十八号	第四十七号	第四十六号	第四十五号	第四十四号	第四十三号	第四十二号	第四十一号
七千円	一万二千元	七千円	一万二千元	一万二千元	一万二千元	八千円	魚介類競売り営業 許可申請手数料 業許可申請手数料	五千円	一万二千元	五千円	一万二千元	五千円	五千円	一万二千元	一万二千元	一万二千元	七千円	七千円	七千円	五千円	八千円
八千八百円	一万四千元	八千八百円	一万四千元	一万四千元	一万四千元	一万円	業許可申請手数料	六千円	一万四千元	六千円	一万四千元	六千円	六千円	一万四千元	一万四千元	一万四千元	八千八百円	八千八百円	八千八百円	六千円	一万円

第七十七号	第七十六号	第七十五号	第七十一号の六	第七十一号の五	第七十一号の四	第七十一号の三	第七十一号の二	第七十一号	第七十号	第六十九号	第六十八号	第六十七号	第六十六号	第六十五号	第六十四号	第六十三号	第六十二号	第六十一号
六百円	三百六十円	五千元	千五百円	千円	四千五百円	二千五百円	一万二千元	一万二千元	一万二千元	七千元	七千元	七千元	八千元	八千元	八千元	八千元	八千元	一万二千元
七百円	四百円	六千元	千八百円	千二百円	五千五百円	三千二百円	一万四千元	一万四千元	一万四千元	八千八百円	八千八百円	八千八百円	一万円	一万円	一万円	一万円	一万四千元	一万四千元
<p>かん詰又はびん詰 食品製造業許可申請 手数料 缶詰又は瓶詰食品 製造業許可申請手 数料</p>																		
第三百号	第一百号	第九十九号	第九十八号	第九十七号	第九十六号	第九十五号	第九十四号	第九十三号	第九十二号	第九十一号	第八十四号	第八十三号	第八十二号	第八十一号	第八十号	第七十九号	第七十八号	
一万円	二千元	千円	千円	八千元	二千五百円	二千円	千円	二千円	二千五百円	千五百円	二千円	千円	二千五百円	六千元	一万五千元	五千元	一万円	三百円
一万二千元	削除	二千二百円	千五百円	千五百円	九千四百円	三千二百円	削除	千五百円	三千二百円	二千円	二千二百円	千五百円	三千二百円	七千三百円	一万九千元	六千元	一万二千元	三百五十円
<p>診療エツクス線技 師免許証交付手 数料</p>																		
<p>歯科衛生士免許証 交付手数料</p>																		



附 則

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第十四号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の表中「東京事務所」を削る。

「えびす寮に係る利用料金の収納に

様式第二号(3)中

(3)

授業料

第 号	納 入 通 知 書		第 学 年 組		氏 名 納
年度	使用料及び手数料	使 用 料	教 育 使 用 料	授 業 料	
金 円					
毎月10日までに月額			円を本校出納員に納付してください。		
鳥取県立 学校長 氏 名 園					
摘 要	8月分授業料は7月分授業料と、3月分授業料は2月分授業料と同時に納入することができる。				

を

の次に次のように加える。

(3) 授業料 (全日制、定時制及び幼稚園の課程)

第 号	納入通知書	第 学年 組 氏 名 納		
年度	使用料及び手数料	使 用 料	教育使用料	授 業 料
金 _____ 円				
毎月納付期限までに月額 _____ 円を本校出納員に納付して ください。				
鳥取県立 _____ 学校長 氏 名 園				
摘 要	1 授業料の納付期限は、毎月10日（4月分は4月15日、8月分は9月10日、1月分は1月20日）です。 2 授業料は、前納することができます。			

に改め、同様式の③

(4) 授業料 (専攻科)

第 号	納入通知書	専攻科	年 組	氏 名 納
年度	使用料及び手数料	使 用 料	教育使用料	授 業 料
金 _____ 円				
第1期分 _____ 円を _____ 年4月30日までに、第2期分 _____ 円を _____ 年9月10日までに本校出納員に納付して ください。				
鳥取県立 _____ 高等学校長 氏 名 園				
領 収 証 書 控		領 収 証		
金 年 組	年度第2期分授業料 円 納	金 年 組	年度第2期分授業料 円 殿	
金 年 組	年度第1期分授業料 円 納	金 年 組	年度第1期分授業料 円 殿	

備考 領収証欄には、下記ひな形の (印章ひな形)

スタンプ印章を使用する。



直径1.5センチメートル

附 則

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第十五号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号(7)を次のように改める。

(7) 鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十五号）第五条第一項の規定に基づく手数料

附 則

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

道路交通法第百十三条の規定による道路使用許可申請手数料等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第十六号

道路交通法第百十三条の規定による道路使用許可申請手数料等徴収規則の一部を改正する規則

道路交通法第百十三条の規定による道路使用許可申請手数料等徴収規則（昭和三十五年十二月鳥取県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（手数料の額）

第二条 前条の規定による手数料の額は、次の各号に定めるところによる。

- 一 許可申請手数料 一件につき 八百円
- 二 許可証再交付手数料 一件につき 三百円

附 則

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

違法駐車車両の移動等を行なった場合に徴収する費用の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第十七号

違法駐車車両の移動等を行なった場合に徴収する費用の額を定める規則の一部を改正する規則

違法駐車車両の移動等を行なった場合に徴収する費用の額を定める規則（昭和四十七年七月鳥取県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「五千円」を「八千円」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。